**県精連　相談支援部会のみなさま**

**【２０２０年度に向けた要望書について】**

**別紙のご案内の通り、来る6月2８日に今年度第2回目の相談支援部会を行います。**

**例年、要望調査委員会を中心に、精神保健福祉関連の施策に関する要望書を作成し、神奈川県に提出しています。**

**今回の定例会では、相談支援部会として、精神障がいのある方の地域生活や相談支援事業所の運営などに関する要望項目に関する意見交換を行います。**

**つきましては、次回の相談支援部会への参加の有無に関わらず、ご意見のある方は、下表に要望項目とその理由をご記入いただき、ほっとステーション平塚までＥ-Ｍａｉｌにてお送りくださいますよう、お願いいたします。**

**尚、下部に昨年度の要望書の相談支援に関する項目を抜粋したものを載せさせていただきますので、ご参考になさってください。**

**２０１９年６月１８日**

**相談支援部会長　村田剛（ほっとステーション平塚**

|  |  |
| --- | --- |
| 要望項目 | 理由 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

※お時間が短く申し訳ありませんが、６月２７日までにご提出をお願いします。

　部会当日にご持参いただける方も歓迎です。

２０１９年度要望書　相談支援に関する項目の抜粋

１．事業に対する支援について

（6）相談支援の在り方について（仮）～３年後の報酬改定を見越して

1. 計画相談支援の報酬について、報酬改定後の各事業所の特定事業所加算の算定の有無や相談支援専門員の人員配置、平成３１年度以降に見込まれる増減収の実態を把握し、国に実態を伝えてください。

：　２０１８年の報酬改定後、多くの指定特定相談支援事業所が「特定事業所加算」を算定できない状況があります。多くの事業所で、基本単価が下がり加算を付けられない状況で、結果的に収入が減少することが見込まれます。

現状では、計画相談支援を単独で行っている事業所は少なく、市町村委託の相談支援事業や日中活動系の事業所の職員が兼務で計画相談支援を行っている事業所がほとんどです。多くの事業所で他事業との兼務職員や非常勤職員が計画相談支援を担っているのが実態で、「常勤職員の数が充実したら加算がつけられる」という現行の報酬体系は実態に合いません。

県として実態把握に努め、特定事業所加算等の在り方についての再検討を国に働きかけてください。

1. 神奈川県の相談支援事業所運営支援事業費補助金の要件を緩和して欲しい。

：　２０１８年度より、神奈川県の事業として「相談支援事業所運営支援事業費補助　　　金」を創設して頂きました。収入が安定せず、運営の厳しい指定特定相談支援事業所には、心強い制度です。しかしながら、補助の要件となる人員配置基準が厳しく、市町村委託相談支援事業や日中活動系の事業所の職員が兼務で行っている指定特定相談支援事業所がこの補助金を活用することができません。

モニタリングの頻度や新規利用者の数にもよりますが、常勤職員一名分の人件費　とその他の経費を確保するためには、一か月あたりの支援件数を３５件とすると、８０～１００名程度の実利用者数を一人の相談支援専門員が担当する必要があります。上述のような形態の指定特定相談支援事業所にとって、この数字は現実的ではありません。また、これだけの利用者を担当した場合に、支援の質が確保できるのかどうかも疑問です。

むしろ、非常勤職員や他事業との兼務の職員に対して補助して頂き、一名の相談支援専門員が担当する利用者数が少なくても雇用が成り立つように補助して頂く方が、よりきめ細かい支援につながるものと考え、補助の要件の見直しをお願いします。

③　相談支援専門員研修について、既存の相談支援専門員に事故あるときのために、すぐに計画相談支援に従事する予定がない者であっても研修を受けられるようにしてください。

：　現状では、すぐに実働できる相談支援専門員を養成することを優先しなければならないという事情は理解いたします。しかしながら、ひとつの指定特定相談支援事業所に配置されている相談支援専門員は若干名です。その者に事故・異動・退職などがあった場合に、補充・交代できる相談支援専門員がいなければ、支援と事業を継続することができません。すぐに相談支援専門員として実働しない場合であっても、計画相談支援を行う法人の他事業の職員が相談支援専門員の研修を受けることのできるようにご配慮をお願いします。

④　計画相談支援の事務について、市町村間の違いが生じないように働きかけてください。

：　計画相談支援に関わる事務につきまして、市町村によって、提出を義務付けられた書類の種類が違ったり、自治体から得られる受給者情報のやりとりの仕方に違いがあります。例えば、Ａ市ではモニタリング票の提出が義務付けらえていない一方、Ｂ市ではその提出がなければ給付費の請求ができません。また、障害支援区分認定調査の際に市が得た情報を、計画相談支援に活用できるように、利用者の同意を得て相談支援専門員に提供している市もあります

計画相談支援の実施にあたっては、自治体をまたいでサービス提供事業所を利用したり、住所地特例で指定特定相談支援事業所の所在する福祉サービスを利用する方も多くいます。

　　　　サービス等利用計画の書式については、各地域により独自性を発揮して、地域の実情に合わせた書式を作ったり、研修を重ねているところもあります。そのため、書式を標準化することは難しいかと思います。ただし、上記のような市町村による取り扱いの違いに戸惑うことも多々あります。

書式を統一できないまでも、提出する書類の種類や、市町村から得られる受給者情報を標準化できるように、県と各市町村で協議して頂くようにお願いします。

２．精神障がいの方々の支援について（前年度のまま、再掲です。）

（5）精神障がいの方々の地域移行、地域定着、住宅確保について

①神奈川県の相談支援事業者の実情に応じた地域相談支援の在り方を検討してください。

：　ご存知の通り、精神障がいのある方の地域移行支援を行うために活用が期待されている地域相談支援（地域移行・地域定着）につきましては、その利用者数がなかなか増えない状況が続いております。

　　　　　地域相談支援を担う指定一般相談支援事業所の多くは、計画相談支援を行う指定特定相談支援事業所も兼ねています。制度は分かれていても、相談支援事業所や相談支援専門員の不足から、現実的には両者の担当事業所を分けて支援を行うことは難しい状況があります。サービス等利用計画、地域移行計画など、多数の文書を作る必要がある他、モニタリング・地域移行のための直接支援など業務が多岐に渡ります。また、後述する退院支援委員会への出席なども求められます。

　　　　　このように、一人の担当者が重ねて行わなければならないことが増え、そのことを理由に、地域相談支援のサービス提供をためらう事業所があるのが実情です。せっかくの制度を無駄にせず、事業者がより活用しやすくし、必要な方に支援が行き届きやすくするために、相談支援事業者や医療機関などとの意見交換を行うなどして、神奈川県の実情に応じた制度の運用ができるように計画してください。

②退院支援委員会の充実について（前年度のまま、再掲です。）

　　　：　精神科病院と地域との連携のための基盤づくりとして、精神科病院には退院支援委員会の開催が義務付けられています。長期の入院を余儀なくされている方にとっては、地域での暮らしを希望する一方で、施設症が問題となり地域での暮らしに強い不安を感じていたり、病院に対して自分自身の意見が言えなくなっている方がいます。退院支援委員会は、そうした方たちにとって、自分の意見や希望を伝える場として、また、入院中から地域の援助者とのつながりを持ち、地域での生活に備える場として重要な機会となるはずです。その機会を充実させるために、下記の点へのご配慮をお願いします。

　　　 　ア）　本人が安心して話せる第三者を退院支援委員会に積極的に招聘するように、病院に働きかけてください。

　　 　　イ）　地域援助事業者が積極的に退院支援員会に参加し、入院中から当事者との関係づくりを始められるような策を講じてください。具体的には、地域援助事業者が退院支援委員会に参加する際の諸経費（交通費や人件費）を担保することが必要と思われます。

また、これまでに精神保健福祉分野で活動してきた相談支援事業者だけでなく、他障がいの方の支援を中心に行ってきた事業者や、介護保険サービスの介護支援専門員にもこの制度についての周知を図り、精神障がいのある方の地域移行・地域定着支援へのさらなる協力を促してください。

③精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて、各市町村に対して取り組みの充実を働きかけてください。

　：　２０１８年度より、神奈川県においても精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健福祉事務所などを中心に各地域で「構築推進事業」が進められております。

　　　厚生労働省が示している「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」のイメージ図には、福祉・医療・行政といった精神保健福祉に関する機関だけでなく、周辺領域の様々な機関を活用することが示されています。就労・教育・地域交流などを通じた社会参加の場の必要性、民間の賃貸物件・公営住宅・高齢住宅やサービス付き高齢者向け住宅なども活用した住まいの場の支援、介護保険サービスや高齢者支援機関との連携を強化した高齢化への対応の必要性など、多くのことが示唆されています。

　　　「構築推進事業」を展開するにあたり、既存の精神保健福祉の機関のみでこのシステムを協議しては、発展性がありません。長期入院の解消、地域生活の充実を目指して、地域全体で精神障がい者の地域生活支援に取り組むことができるように、各市町村に「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を推進するように働きかけてください。